

令和6年度介護報酬改定 加算届の取扱い【令和7年4月・8月算定開始分】

◎届出に係る必要書類は各サービスの添付書類一覧（広域連合ホームページに掲載）を確認してください。

◎**新設された加算や区分が見直された加算について、算定する場合は原則届出が必要です。**例外的に届出が不要となる場合もありますので、下表にて確認してください。

※介護予防サービス及び総合事業についても同様の加算がある場合は原則届出が必要です。

※**介護職員等処遇改善加算については、広域連合ホームページ（<https://www.east-mikawa.jp/2275.htm>）を参照してください。**

サービス種別	体制等の種別	見直し等の内容
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	業務継続計画策定の有無	令和7年4月から 「1：減算型」「2：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなされます
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ） 看護小規模多機能型居宅介護	身体拘束廃止取組の有無	令和7年4月から 「1：減算型」「2：基準型」を新設 ※新たな届出がない場合は「2：基準型」とみなされます
短期入所療養介護（本体施設が介護老人保健施設及び介護医療院（Ⅱ型）） 介護老人保健施設 介護医療院（Ⅱ型）	室料相当額控除	令和7年8月から 「1：非該当」「2：該当」を新設